

秋田県公報

目 次

| 条 例 | ページ |
|--|-----|
| ○ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(三二・人事課)…………… | 6 |
| ○ 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例(三三・人事課)…………… | 6 |
| ○ 県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例(三四・人事課)…………… | 7 |
| ○ 秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例の一部を改正する条例(三五・人事課)…………… | 7 |
| ○ 秋田県県税条例の一部を改正する条例(三六・税務課)…………… | 8 |
| ○ 秋田県県税に関する証明等手数料徴収条例の一部を改正する条例(三七・税務課)…………… | 27 |
| ○ 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(三八・税務課)…………… | 27 |
| ○ 市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例(三九・市町村課)…………… | 28 |
| ○ 秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(四〇・長寿社会課)…………… | 29 |
| ○ 秋田県薬事法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(四一・医務課)…………… | 29 |
| ○ 秋田県歯科技工士試験委員に関する条例を廃止する等の条例(四二・医務課)…………… | 31 |
| ○ 秋田県環境と文化のむら条例の一部を改正する条例(四三・自然保護課)…………… | 31 |
| ○ 秋田県温泉の管理及び温泉法関係手数料の徴収に関する条例(四四・自然保護課)…………… | 32 |
| ○ 秋田県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例(四五・雇用労働政策課)…………… | 33 |
| ○ 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例(四六・都市計画課)…………… | 37 |

| | |
|---|----|
| ○ 秋田県流域下水道設置条例の一部を改正する条例(四七・下水道課)…………… | 37 |
| ○ 秋田県十和田湖公共下水道条例の一部を改正する条例(四八・下水道課)…………… | 38 |
| ○ 秋田県港湾施設管理条例の一部を改正する条例(四九・港湾空港課)…………… | 39 |
| ○ 秋田県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(五〇・議会事務局政務調査課)…………… | 39 |

この号で公布された条例のあらまし

◇ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三二号)

1 引用している公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九九号)第一条に規定する公庫を沖縄振興開発金融公庫に改めることとした。(第二条関係)

2 施行期日
この条例は、平成二〇年一月一日から施行することとした。

◇ 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三三号)

1 引用している独立行政法人国際協力機構法(平成一四年法律第一三六号)の条項を改めることとした。(第二条関係)

2 施行期日
この条例は、平成二〇年一月一日から施行することとした。

◇ 県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例(秋田県条例第三四号)

1 次に掲げる条例中の県議会議員の報酬を議員報酬に改めることとした。

(一) 県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例(昭和二十二年秋田県条例第一〇号)(第一条による改正)

(二) 秋田県特別職報酬等審議会条例(昭和三九年秋田県条例第八三号)(第二条による改正)

(三) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四二年秋田県条例第四一号)(第三条による改正)

2 施行期日
この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二〇年法律第六九号)の施行の日から施行することとした。

◇ 秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三五号)

1 引用している国民生活金融公庫を株式会社日本政策金融公庫に改めることとした。(第二〇条関係)

2 引用している公営企業金融公庫を旧公営企業金融公庫に改め

ることとした。(第六四条関係)
3 施行期日
この条例は、平成二〇年一月一日から施行することとした。

◇秋田県条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三六号) 1 県民税

(一) 法人でない社団又は財団で収益事業を行わないものを納税義務者から除外することとした。(第三〇条及び第四七条関係)

(二) 公益法人等(個別法において公益法人等とみなされるものを含み、独立行政法人を除く。)、法人でない社団又は財団で収益事業を行うもの並びに一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人を除く。))について均等割を課す場合には、最低税率を適用することとした。(第四四条関係)

(三) 所得割に係る寄附金控除について、次のとおり控除対象の拡大等の措置を講ずることとした。(第三六条の二及び附則第四條の三関係)

(1) 寄附金控除の適用対象に、所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金のうち次のものを追加することとした。

- ア 所得税法(昭和四〇年法律第三三号)第七八条第二項第二号に掲げる寄附金(公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金のうち、財務大臣が指定したもの)のうち、賦課期日現在において県内に事務所を有する法人又は団体に對するもの
- イ 所得税法第七八条第二項第三号に掲げる寄附金(所得税法別表第一に掲げる法人その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもの)に對する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金)のうち、賦課期日現在において県内に事務所を有する法人又は団体に對するもの
- ウ 県内に事務所を有する特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金
- エ 県の許可を受けた特定公益信託の信託財産とするために支出した寄附金

(2) 現行の所得控除方式を税額控除方式に改め、控除率を四〇%とすることとした。

(3) 控除対象限度額を総所得金額等の三〇%(現行二五%)に引き上げることとした。

(4) 適用下限額を五、〇〇〇円(現行一〇万円)に引き下げることとした。

(5) 都道府県又は市区町村に對する寄附金については、(2)から(4)までの税額控除の適用に加え、当該寄附金が五、〇〇〇円を超える場合、その超える金額の額に應じた適用率を乗じて得た金額の五分の二に相当する金額(県民税の所得割の額の一〇〇分の一〇に相当する金額を限度とする。)を税額から控除することとした。

(四) 住宅借入金等特別税額控除について、納税通知書が送達された後に申告書が提出された場合においても、市町村長がやむを得ない理由があると認めるときは、税額控除を適用できることとした。(附則第四條の二関係)

(五) 上場株式等の配当等に係る配当割について、その支払を取り扱う者(証券会社等)を特別徴収義務者とすることとした。(第四七條の二関係)

(六) 公益法人等に對して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例の対象となる法人が寄附を受けた財産を公益目的事業の用に供しなくなったこと等一定の事由により非課税の承認が取り消された場合には、当該寄附を受けた公益法人等に對して、寄附時の譲渡所得等に係る個人の県民税の所得割を課することとした。(附則第一條の三関係)

(七) 所得割の納税義務者が平成二十一年一月一日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得については、総合課税と申告分離課税を選択できることとし、申告分離課税を選択した場合の税率は二%とした。(附則第七條関係)

(八) 上場株式等に係る譲渡所得等に係る所得割の軽減税率(一・二%(特例税率二%))を廃止することとした。(附則第一二條の二の三関係)

(九) 金融商品取引業者等の営業所を通じて上場株式等の配当等を受ける個人が、当該金融商品取引業者等の営業所に源泉徴収選択口座を開設しているときは、当該上場株式等の配当等を当該源泉徴収選択口座に受け入れることができることとし、当該受け入れた配当等に対する配当割の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座における上場株式等に係る譲渡損失の金額があるときは、当該源泉徴収選択口座に受け入れた配当等の額から当該譲渡損失の金額を控除した金額に對して税率を乗じて、配当割の額を計算することとした。(附則第一二條の二の五及び附則第一二條の二の六関係)

(十) (七)で申告分離課税を選択した場合において、前年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額があるとき又は前年前三年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額(前年前に既に控

除したものを除く。)があるときは、これらの損失の金額を配当所得の金額から控除することとした。(附則第一二條の二の六関係)

(四) 特定配当等に課する配当割の軽減税率(三%(本則五%)及び株式等譲渡所得割の軽減税率(三%(本則五%))を廃止することとした。(附則第一三條の三及び附則第一三條の四関係)

(五) 肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例について、免税対象飼育牛の売却頭数が二、〇〇〇頭を超える場合にはその超える部分について免税対象から除外する見直しを行うとともに、当該特例措置の適用期限を平成二十四年度まで延長することとした。(附則第五條関係)

2 事業税
地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二〇年法律第二五号)の施行に伴い、法人の事業税の税率をおおむね二分の一とする特例措置を講ずることとした。(附則第一四條の二の三関係)

3 不動産取得税
(一) 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律(平成二〇年法律第八号)の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。(第六三條及び第七六條の七関係)

(二) 新築住宅特例適用住宅及び当該住宅に係る土地に係る不動産取得税の減額措置について、地方住宅供給公社又は日本勤労者住宅協会が独立行政法人都市再生機構から購入した住宅を従業員に譲渡する場合を対象から除外することとした。(第七三條関係)

(三) 農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業により取得する農地等に係る納税義務の免除措置等について、納税義務の免除措置等の期間を五年延長する特例措置の適用期限を平成二二年三月三十一日まで(現行平成二〇年三月三十一日まで)延長することとした。(附則第一七條関係)

4 自動車税
自動車税の税率の特例措置を次のとおり対象を重点化することとした。(附則第一九條関係)

(一) 平成二〇年度及び平成二一年度に新車新規登録を受けた電気自動車、一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車及び燃費基準+二五%達成車のうち平成一七年排出ガス基準七五%以上低減認定車について、当該登録を受けた年度の翌年度に限り、現行の税率からおおむね一〇〇分の五〇を控除した率とすることとした。

(二) 平成二〇年度及び平成二一年度に新車新規登録を受けた燃

◇秋田県税に関する証明等手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三十七号)

- (三) 工業等導入地区及び同意集積区域における県税の課税免除に関する条例(昭和五十九年秋田県条例第三号)ほか三条例について所要の規定の整理を行うこととした。
- (二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。
- (七) (1) (6)以外の部分 公布の日
- (6) 1(五) 平成二二年四月一日
- (5) 1(五)、(七)、(九)及び(十) 平成二二年一月一日
- (4) 1(三)及び(六) 平成二二年四月一日
- (3) 1(二) 平成二二年一月一日
- (2) 1(一) (公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する部分に限る。) 平成二二年一月一日
- (1) 2 平成二二年一月一日
- (一) この条例は、次のとおり施行することとした。

7 6

- (一) この条例は、次のとおり施行することとした。
- (2) 1(一) (公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する部分に限る。) 平成二二年一月一日
- (1) 2 平成二二年一月一日
- (一) この条例は、次のとおり施行することとした。

5 狩猟税

- (四) 平成二一年三月三十一日までに新車新規登録を受けたディーゼル車その他の(三)の自動車以外の自動車について、当該登録を受けた日から起算して二二年を経過する日の属する年度以後の年度において現行の税率におおむね一〇〇分の一〇を加算した率とする。

- (三) 平成九年三月三十一日までに新車新規登録を受けたガソリン車又はLPG車について、当該登録を受けた日から起算して一四年を経過する日の属する年度以後の年度において現行の税率におおむね一〇〇分の一〇を加算した率とする。
- (二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。
- (一) この条例は、公布の日から施行することとした。

◇中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三十八号)

- 1 不動産取得税及び固定資産税の不均一課税の措置を講ずる商業基盤施設を平成二二年三月三十一日(現行平成二〇年三月三十一日)までに公表される認定基本計画に基づくものとする。
- 2 施行期日等
 - この条例は、公布の日から施行し、平成二〇年四月一日から適用することとした。

◇市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三十九号)

- 1 第一条による改正
 - 經由事務に温泉法の一部を改正する法律(平成一九年法律第一二二号)附則第六条の規定による可燃性天然ガスの濃度の確認の申請の受理を加えることとした。(別表第八五関係)
- 2 第二条による改正
 - 經由事務に次の事務を加えることとした。(別表第八五関係)

- 1 引用している地方税法施行令(昭和二五年政令第二四五号)の条項を改めることとした。(第二条関係)
- 2 施行期日等
 - (一) この条例は、公布の日から施行することとした。
 - (二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四〇号)

- 1 介護予防訪問介護に係る介護サービス情報の調査を受けようとする者等から手数料を徴収することとし、その額を次のとおりとすることとした。(別表関係)

| 区 分 | 手数料の額 (一件につき) |
|--|------------------|
| ① 訪問介護又は介護予防訪問介護に係る調査 | 二四、四〇〇円 |
| ② 訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護に係る調査 | 二九、三〇〇円 |
| ③ 訪問看護又は介護予防訪問看護に係る調査 | 二七、六〇〇円 |
| ④ 訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションに係る調査 | 二四、二〇〇円 |
| ⑤ 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護に係る調査 | 二九、二〇〇円 |
| ⑥ 通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーションに係る調査 | 三五、〇〇〇円 |
| ⑦ 短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所 | 四〇、二〇〇円 |

- 3 その届出の受理
 - (一) この条例は、一部を除き、次のとおり施行することとした。
- 4 施行期日等
 - (1) 平成二〇年八月一日
 - (2) 平成二〇年一〇月一日
 - (二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

| | |
|---|----------------|
| <p>生活介護に係る調査</p> <p>⑧ 短期入所療養介護（介護老人保健施設で行うものに限る。）、介護保健施設サービス又は介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設で行うものに限る。）に係る調査</p> | <p>三六、一〇〇円</p> |
| <p>⑨ 短期入所療養介護（介護保険法施行規則（平成一一年厚生省令第三六号）第一四号第二号又は第三号で定める施設で行うものに限る。）、介護療養施設サービス又は介護予防短期入所療養介護（介護保険法施行規則第二二条の一四第二号又は第三号で定める施設で行うものに限る。）に係る調査</p> | <p>三七、二〇〇円</p> |
| <p>⑩ 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護に係る調査</p> | <p>四一、六〇〇円</p> |
| <p>⑪ 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与又は特定介護予防福祉用具販売に係る調査</p> | <p>三三、八〇〇円</p> |
| <p>⑫ 居宅介護支援に係る調査</p> | <p>二七、七〇〇円</p> |

◇秋田県薬事法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第四一〇号）

1 動物用医薬品等取締規則（平成一六年農林水産省令第一〇七号）第一一五条の二第二項の規定による販売従事登録証の書換え交付の申請等に係る手数料を徴収することとし、その額を次のとおりとすることとした。（別表関係）

| 区 分 | 手数料の額 (一件につき) |
|---|------------------|
| 動物用医薬品等取締規則第一一五条の二第二項の規定による販売従事登録証の書換え交付の申請 | 二、〇〇〇円 |
| 動物用医薬品等取締規則第一一五条の三第三項の規定による販売従事登録証の再交付の申請 | 二、九〇〇円 |

2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県歯科技工士試験委員会に関する条例を廃止する等の条例（秋田県条例第四二〇号）

1 秋田県歯科技工士試験委員会に関する条例（昭和五七年秋田県条例第四六号）の廃止（第一条による廃止）
秋田県歯科技工士試験委員会に関する条例は、廃止することとした。

2 秋田県標準事務関係手数料徴収条例（平成一二年秋田県条例第一九号）の一部改正（第二条による改正）
歯科技工士試験の受験の受験の受験に係る手数料を廃止することとした。（第八条関係）

3 施行期日等
(一) この条例は、公布の日から施行することとした。
(二) 特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例（昭和三十一年秋田県条例第三五号）について所要の規定の整理を行うこととした。

◇秋田県環境と文化のむら条例の一部を改正する条例（秋田県条例第四三〇号）

1 秋田県環境と文化のむらの土地の形質を変更する行為等を許可を受けなければならない行為から禁止する行為とすることとした。

◇秋田県温泉の管理及び温泉法関係手数料の徴収に関する条例（秋田県条例第四四〇号）

1 この条例は、温泉の管理及び温泉法（昭和二十三年法律第一二五号）の規定による許可等に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めることとした。（第一条関係）

2 温泉の採取の許可又は可燃性天然ガスの濃度の確認を受けた者が温泉の湧出路をしゅんせつしようとするときは、知事に届け出なければならないこととした。（第二条関係）

3 温泉の利用の許可を受けた者が、氏名等を変更したとき又は温泉利用施設の廃止等をしたときは、知事に届け出なければならないこととした。（第三条関係）

4 温泉法の規定による土地の掘削の許可等に係る手数料の徴収及び不還付について定めることとした。（第四条及び別表関係）

5 施行期日等
(一) この条例は、一部を除き、平成二〇年一月一日から施行することとした。
(二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例（秋田県条例第四五〇号）

1 普通課程に係る入校試験を受けようとする者から入校試験手数料を徴収することとし、その額は、二、二〇〇円とすることとした。（第三条関係）

2 入校試験手数料は、出願があったときに徴収することとした。（第三条関係）

3 既に徴収した入校試験手数料は、還付しないこととした。（第五条関係）

4 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四六号)

1 風致地区内における建築等の行為について知事の許可を要しない法人のうち独立行政法人緑資源機構を独立行政法人森林総合研究所に改めることとした。(第二条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県流域下水道設置条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四七号)

1 題名を秋田県流域下水道条例とすることとした。

2 流域下水道の管理は、指定管理者に行わせることができることとした。(第三条関係)

3 指定管理者が行う業務の範囲を定めることとした。(第四条関係)

4 指定管理者は、知事が定める管理の基準に従って管理を行わなければならないこととした。(第五条関係)

5 この条例に定めるもののほか、流域下水道の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第六条関係)

6 施行期日

この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

◇秋田県十和田湖公共下水道条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四八号)

1 秋田県十和田湖公共下水道の管理は、指定管理者に行わせることができることとした。(第一九条関係)

2 指定管理者が行う業務の範囲を定めることとした。(第二〇条関係)

3 指定管理者は、知事が定める管理の基準に従って管理を行わなければならないこととした。(第二一条関係)

4 施行期日

この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

◇秋田県港湾施設管理条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四九号)

1 マリーナ施設の指定管理者は、当該施設を利用する者から利用料金を自己の収入として収受することとした。(第一五条関係)

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

3 施行期日等

(一) この条例は、一部を除き、平成二十二年四月一日から施行することとした。

(二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五〇号)

1 引用している地方自治法(昭和二十二年法律第六七号)の条項を改めることとした。

2 施行期日

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二〇年法律第六九号)の施行の日から施行することとした。

条

例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例、県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例、秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例の一部を改正する条例、秋田県県税条例の一部を改正する条例、秋田県県税に関する証明等手数料徴収条例の一部を改正する条例、中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例、市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例、秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例、秋田県薬事法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例、秋田県歯科技工士試験委員に関する条例を廃止する等の条例、秋田県環境と文化のむら条例の一部を改正する条例、秋田県温泉の管理及び温泉法関係手数料の徴収に関する条例、秋田県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例、風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例、秋田県流域下水道設置条例の一部を改正する条例、秋田県十和田湖公共下水道条例の一部を改正する条例、秋田県港湾施設管理条例の一部を改正する条例及び秋田県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十二号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年十月一日から施行する。

秋田県条例第三十三号

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年秋田県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項第一号中「第十三条第一項第三号」を「第十三条第一項第四号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年十月一日から施行する。

秋田県条例第三十四号

県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正)

第一条 県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例(昭和二十二年秋田県条例第十号)の一部を次のように改正する。

題名中「報酬および費用弁償」を「議員報酬」に改める。

第一条第一項中「報酬月額」を「議員報酬月額」に改め、同条第二項中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第一条の二第二項中「報酬」を「議員報酬」に、「一箇月」を「一月」に改め、同条第二項中「報酬月額」を「議員報酬月額」に改める。

第二条から第三条の二までの規定中「報酬」を「議員報酬」に改める。

附則第三項中「報酬月額」を「議員報酬月額」に改める。

(秋田県特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第二条 秋田県特別職報酬等審議会条例(昭和三十九年秋田県条例第八十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「の報酬」を「の議員報酬」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第三条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年秋田県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「報酬月額」を「議員報酬月額」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十年法律第六十九号)の施行の日から施行する。

秋田県条例第三十五号

秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例の一部を改正する条例

秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例(昭和三十三年秋田県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項ただし書中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

第六十四条第一項中「公営企業金融公庫」を「旧公営企業金融公庫」に改める。